

令和7年第4回企画経済常任委員会会議録

1. 日 時 令和7年12月9日(火)
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階 大委員会室
3. 議 題
- (1) 議案第7号 白井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (2) 議案第8号 白井市下水道条例及び白井市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
 - (3) 議案第12号 しろい市民まちづくりサポートセンターの指定管理者の指定について
 - (4) 議案第13号 損害賠償の額の変更について
 - (5) 議案第21号 契約の変更について
 - (6) 議案第16号 令和7年度白井市一般会計補正予算(第8号)のうち企画経済常任委員会が所掌する科目について
 - (7) 議案第22号 令和7年度白井市一般会計補正予算(第9号)のうち企画経済常任委員会が所掌する科目について
 - (8) 議案第26号 令和7年度白井市水道事業会計補正予算(第2号)について
 - (9) 議案第27号 令和7年度白井市下水道事業会計補正予算(第3号)について
 - (10) 閉会中の継続審査について
4. 出席委員 広 沢 修 司 委 員 長・荒 井 靖 行 副 委 員 長
古 澤 由 紀 子 委 員・岩 田 典 之 委 員
石 井 恵 子 委 員・根 本 敦 子 委 員
伊 藤 仁 議 長
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
- | | |
|----------|---------|
| 市 長 | 笠 井 喜久雄 |
| 企画財政部長 | 板 橋 章 |
| 市民環境経済部長 | 今 井 美由紀 |
| 都市建設部長 | 鈴 木 和 宏 |
| 企画政策課長 | 村 越 貴 之 |
| 財 政 課 長 | 富 田 宏 美 |

収 税 課 長	吉 川 弘 一
市民活動支援課長	元 田 和 寿
市 民 課 長	山 口 光 敏
産業振興課長	岩 立 裕 子
都市計画課長	武 藤 宏 明
建築住宅課長	戸 村 新一郎
道 路 課 長	小 島 健太郎
上下水道課長	鈴 木 隆 宗
公共施設マネジメント課長	片 桐 啓

7. 会議の経過

別紙のとおり

8. 議会事務局

議会事務局長	松 岡 正 純
係 長	會 卓 也
主 事 補	大 塚 和佳奈

委員長の挨拶

○松岡正純議会議務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

会議に先立ち、広沢委員長より御挨拶をお願いいたします。

○広沢修司委員長 皆さん、おはようございます。昨晚11時15分頃に青森県の東方沖でマグニチュード7.6の地震が発生して、八戸市では震度6強を観測したということでございます。まずは被災地の皆様にお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

さて、本日、常任委員会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。今年で最後の委員会になりますけれども、慎重なる審議をよろしくをお願いいたします。

○松岡正純議会議務局長 ありがとうございます。

市長の挨拶

○松岡正純議会議務局長 続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。本日の企画経済常任委員会では、議案第7号から議案第8号、議案第12号から議案第13号、議案第16号のうち企画経済常任委員会が所掌する科目、議案第21号、議案第22号のうち企画経済常任委員会が所掌する科目及び議案第26号から議案第27号の9議案について審議をお願いするものでございます。委員の皆様方には深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○松岡正純議会議務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後公務のため、退席とさせていただきます。

○笠井喜久雄市長 よろしくお願ひします。

○松岡正純議会議務局長 それでは、委員会会議につき、議事等につきましては、広沢委員長をお願いいたします。

会議の経過

開会 午前10時00分

○広沢修司委員長 ただいまの出席委員は6名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、企画経済常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付の日程表のとおりでございます。

皆様に申し上げます。マスクを着用されている方は、発言に際してマスクによる音声認識に御配慮の上、明瞭に発生いただきますようお願いいたします。発言は必ず挙手の上、委員長の指名に基づき行ってください。

これから日程に入ります。

(1) 議案第7号 白井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○**広沢修司委員長** 日程第1、議案第7号 白井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑はございますか。

石井委員。

○**石井恵子委員** 議案第7号ですが、資料の1を見ますと、かなり細かい文言が入ることになります。地図もついていますので、非常に分かりやすいという状況になってはいますが、この白井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例、そもそもこの条例自体の目的は何なのか、伺います。

○**広沢修司委員長** 戸村建築宅地課長。

○**戸村新一郎建築宅地課長** お答えします。

この条例は、建築基準法の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物の敷地、構造及び用途の制限について、この条例に規定することにより、より実効性のあるものとするものです。

今回の改正につきましては、新たに2地区の地区計画が都市計画決定されましたので、この地区計画区域内の建築物の制限を条例に加えるもので、新たな制限を加えるものではありません。

以上です。

○**広沢修司委員長** 石井委員。

○**石井恵子委員** この条例の目的が建物に関するその実効性を担保するものだ、そういうような目的があるということですが、では、今回、白井市市役所周辺地区と復業務施設地区、この2つの地区を加えることによってどのような効果が期待できるのでしょうか。

○**広沢修司委員長** 戸村建築宅地課長。

○**戸村新一郎建築宅地課長** お答えします。

地区計画制度というのは都市計画法に基づく制度となっております。建築基準法に基づくこの条例に地区計画の制限を位置づけることにより、地区計画の制限の内容、敷地だとか、構造だとか、用途について、その内容が建築物を建築する際に必要となる建築確認の審査項目になるなど、建築基準法の指導の対象になります。このことにより、地区計画による建築物の制限がより実効性のあるものと

なるものです。

以上です。

○石井恵子委員 分かりました。

○広沢修司委員長 ほかに質疑は。荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 今回の質問にも関連するんですけども、もしこれを条例化しなかった場合、その場合はどうになってしまうのかということと、もう一つは、建築確認申請とか、建築基準法、そういう話がありましたけども、もしこれを載せなかった場合は、例えば、違法建築、ここに載っている基準以上のことをやってしまったり、違反した場合は、これは建築基準法違反ということになるんでしょうか。

○広沢修司委員長 戸村建築宅地課長。

○戸村新一郎建築宅地課長 お答えします。

1つ目ですけども、この条例に今回この地区計画の規制を加えなかった場合どうなるかということなんですけども、地区計画の中で建築物の制限については規定されております。この規定というのは守らなければならないことになっておりますので、建築する側からすれば、規制の内容は変わらないです。

ただ、先ほど申し上げましたが、今回の条例にこの建築計画の建築物の規制を載せることにより、建築基準法でも審査の対象になったり、指導の対象になります。結果、もしこの条例に載せられた建築物の制限について守られなかった場合は、建築基準法の違反にもなり、指導の対象となります。

以上です。

○広沢修司委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 今回の本条例改正は白井市の事業を展開しやすくするためのものであると思っております。その中で1点ちょっと疑問に思っているもの、資料の6ページ……。

○広沢修司委員長 古澤委員、マイクを……。

○古澤由紀子委員 資料の6ページの中心拠点施設地区に建築物の用途の制限、「次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。」とありまして、その2、「危険物の貯蔵又は処理に供するもの」とあります。この意図を説明していただけますか。

○広沢修司委員長 戸村建築宅地課長。

○戸村新一郎建築宅地課長 お答えします。

中心拠点施設地区Bについてなんですけど、この地区は市役所周辺地区の地区計画内に設定された地区になります。中心拠点施設地区Bにつきましては、市役所周辺地区の中でこの施設地区Bだけが市街化調整区域になっておりまして、ここでは原則建築ができないところなのですが、この地区計画に位置づけられた1から3まで、データセンター、危険物の貯蔵・処理に供するもの、前2号の建築物に附属する建築物については建築できると、それ以外は建築してはならないというような地区計画の

制限になっています。

このうち（２）については、一般的にデータセンターには非常用発電設備等が備えられまして、その際に必要な燃料等を貯蔵する施設が併設されることが多いことから、このような規定が設定されたものと考えております。

以上です。

○広沢修司委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 ただいまの説明によると、危険物というのは燃料と考えてよろしいですか。

○広沢修司委員長 戸村建築宅地課長。

○戸村新一郎建築宅地課長 ここにある「危険物の貯蔵」に関しましては、建築基準法で危険物についてはいろいろ例示されておりますが、ここで想定されているものは主に燃料というふうに想定されます。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。根本委員。

○根本敦子委員 地区計画は既に都市計画審議会で諮られましたが、今回、建物の制限に関する条例制定をしないと建物はできないということなのですが、条例改定の必要性についてお聞きします。

○広沢修司委員長 戸村建築宅地課長。

○戸村新一郎建築宅地課長 お答えします。

先ほど申し上げました、この条例にこの地区計画の制限を加えることにより、地区計画で定められた建築物の制限が建築基準法上も審査や指導の対象になるということで、この条例に位置づけることにより建築ができなくなるとか、そういった内容ではありません。

以上です。

○広沢修司委員長 根本委員。

○根本敦子委員 条例に制定することによるメリットというのは何でしたっけ。〔「さっきも聞いたよ」と言う者あり〕聞いた。建築基準法ということをもう一回、すみません。

○広沢修司委員長 戸村建築宅地課長。

○戸村新一郎建築宅地課長 お答えします。

この条例に地区計画の建築物の制限の事項を定めることにより、建築基準法上の指導の対象になります。この規制を守らなければ、建築基準法の指導の対象になるものです。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。岩田委員。

○岩田典之委員 それでは、復業務施設地区のほうで、業務施設地区Aの建築物の用途の制限の「（３）前２号に掲げる建築物に附属するもの」、これはどういったものが考えられるでしょうか。

○広沢修司委員長 ７ページ。戸村建築宅地課長。

○戸村新一郎建築宅地課長 お答えします。復業務施設地区のほうの業務施設地区Aの用途の制限の中にある「前2号に掲げる建築物に附属するもの」がどういうものが想定されるかということでお答えします。

これは実際もう建築の計画もあるんですが、事務所（データセンター）、あと、電気供給施設が建設できるということになりますので、そこに属する、例えば、駐輪場だとか、そういった、この施設に附属するもの、市役所にも市役所の本庁舎があって、その周りには建築物に該当する車庫だったり、自転車置場だったりがあると思いますけども、そういったものが想定されます。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 今の確認ですけども、事務所、それから、変電所、これに掲げる「附属するもの」というのは、今、課長が言った駐輪場とか、その程度のもの。もう既に計画書か何か出ているということですけども、具体的には何と何がそこには掲載というか、予定されているんでしょうか。

○広沢修司委員長 戸村建築宅地課長。

○戸村新一郎建築宅地課長 お答えします。

すみません、手元に詳細な計画書を持っていないので、あれですけども、今記憶の限りでは、出入りを管理する守衛所だとか、そういったものが計画されていたと思います。

なお、この地区計画については、設定されている限り、現在計画されているもの以降でも、例えば、新しく増設されたりとか、違うものに建て替わったりする際もこの規定が適用されることになります。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに。根本委員。

○根本敦子委員 この計画はデータセンターを建設するための地区計画だと思うんですけども、そういう認識でいいですか、これは。そもそもデータセンターを造るための計画ですよ。

○広沢修司委員長 戸村建築宅地課長。

○戸村新一郎建築宅地課長 今、御質問の件は、復業務施設地区のことだけではなく、市役所の南側も含めてということでしょうか。

○根本敦子委員 はい。

○戸村新一郎建築宅地課長 復業務施設地区については、いわゆる富ヶ谷地区については全域が市街化調整区域になっております。原則、建築できない地区になっております。ここで地区計画を定め、建築できる用途を定めることにより、開発許可を経て建築が可能になります。

市役所周辺地区の今現在建設中のデータセンターの区域については、ほとんどが準工業地域、ほんの一部市街化調整区域があって、大半は市街化区域になっていますので、市街化区域内では、用途地域に定められた用途プラス今回地区計画で定められている建築できない用途について抵触しないものであれば建築ができます。

以上です。

○**広沢修司委員長** 根本委員。

○**根本敦子委員** まず、市役所周辺の地区整備計画についてお聞きします。

地区計画をつくる際の地権者の話し合いは、いつからどのようにして行って、決まったのですか。

○**広沢修司委員長** 武藤都市計画課長。

○**武藤宏明都市計画課長** 市役所周辺地区の都市計画変更の経緯の、地権者のあたりの話を、ちょっと手持ちの資料の中で御説明させていただきます。

まず、令和元年10月1日に市役所周辺地区のまちづくり協議会が設立されました。その後、サウンディング型の市場調査等を行いまして、市役所周辺まちづくり協議会が令和2年6月25日に協議会において事業者を決定して、今回事業者から地区計画については都市計画の提案が令和2年12月にあったということになります。

以上です。

○**広沢修司委員長** 根本委員。

○**根本敦子委員** 市役所周辺地区計画のデータセンター建設については、反対の声はありましたか。説明会の部分についてもお聞かせください。

○**広沢修司委員長** 武藤都市計画課長。

○**武藤宏明都市計画課長** 特に手元の資料、その説明会については、の資料は今ないところです。

○**広沢修司委員長** 戸村建築宅地課長。

○**戸村新一郎建築宅地課長** 市役所南側のデータセンター建築に際しても白井市まちづくり条例に基づく手続がなされております。

手続としましては、まず最初に、近隣住民等の説明、それ以降、市役所、公共施設管理者との協議というふうに進んでいます。前段の近隣住民等の説明の中では、私が資料を確認した限り、大きな反対意見等もなかったように記憶しております。

以上です。

○**広沢修司委員長** 根本委員。

○**根本敦子委員** 市役所裏の富ヶ谷両方の地域について、地区計画の策定にそれぞれ市はどう関わってきましたか。

○**広沢修司委員長** 武藤都市計画課長。

○**武藤宏明都市計画課長** 市の関わりとしては、それぞれ地区まちづくり協議会が設立されておりますので、その中でサウンディングの市場調査の支援ですとか、そういったところを行ったものになります。

以上です。

○**広沢修司委員長** 根本委員。

○根本敦子委員 白井市役所裏の中心拠点施設地区AとBのデータセンター用の地域です。地区Aの(8)倉庫業を営む建設をしてはならないと書いてあります。今後、国の法改正でデータセンターの定義が決まった場合はどういう扱いになりますか。

○広沢修司委員長 戸村建築宅地課長。

○戸村新一郎建築宅地課長 お答えします。

法改正等あった場合は、適切に対応することになると思います。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 それでは、まず、復業務施設、これ、復業務施設って分かりづらいので、ちょっと富ヶ谷という具合に言わせていただきたいと思います。ここについてちょっとお尋ねしたいんですけど、この7ページにある建築物の用途の制限(1)(2)(3)とございますけれども、ここには「危険物の貯蔵又は処理に供するもの」というものが書いていないんですけど、ここはそういうものは「建てては駄目よ」ということになるのでしょうか。

○広沢修司委員長 戸村建築宅地課長。

○戸村新一郎建築宅地課長 お答えします。

市役所周辺地区と表現の内容が変わっていることについてですが、建築物の用途の制限(3)について、「前2号に掲げる建築物に附属するもの」、こちらでデータセンターに必要な施設、「附属するもの」ということで記載がありますので、この中に場合によってはそういう危険物の貯蔵に関するものも含まれるものと考えております。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 ここ、危険物の記載がないんですけども、データセンターの中にそれが入っていれば、それでよしと、そういう理解でよろしいですか。

○広沢修司委員長 戸村建築宅地課長。

○戸村新一郎建築宅地課長 データセンターに必要な施設として危険物の所蔵があるものについては、この用途の制限に適合するものと考えております。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 そういう拡大解釈的なものというのは今まで認められているのでしょうか、お尋ねいたします。

○広沢修司委員長 戸村建築宅地課長。

○戸村新一郎建築宅地課長 拡大解釈とは考えておりませんが、(3)の「前2号に掲げる建築物に附属するもの」に該当するものと考えて差し支えないと考えております。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございませんか。根本委員。

○**根本敦子委員** 市役所裏の地区Bには、データセンターの事務所、危険物貯蔵・処理用の建築物以外は建てられないとあります。今後データセンター用か燃料タンクしかこの土地は使われないということなのでしょうか。

○**広沢修司委員長** 戸村建築宅地課長。

○**戸村新一郎建築宅地課長** お答えします。

市役所周辺地区の中心拠点施設地区Bのことだと思いますが、この地域だけが市街化周辺地区の地区計画の区域内で市街化調整区域になっております。この区域においては、建てられる用途、書き方としては、この建築物、以下の建築物以外の用途は建てられないと書いてありますけども、この建築物以外は建てられないと考えております。

以上です。

○**広沢修司委員長** 根本委員。

○**根本敦子委員** じゃ、燃料タンクが造られる場所というふうに見ていく。

○**広沢修司委員長** 戸村建築宅地課長。

○**戸村新一郎建築宅地課長** 市役所周辺地区の地区計画の区域につきましては、今申し上げました中心拠点施設地区B以外は市街化区域になっております。用途地域は準工業地域です。その市街化区域で、準工業地域で認められる建築物、この地区計画で建築してはならないものと記載されているものは除きますが、それ以外の建築物については建築できるという地区になっております。

以上です。

○**広沢修司委員長** 根本委員。

○**根本敦子委員** 市役所や総合公園もこの黒い線の枠に入っているんですけども、その市役所、総合公園を含んでいる、今後の総合公園の使い方の変更なども考えた上での地区計画ですか。地図を見ると全部黒く。〔「今後の話だから」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** 武藤都市計画課長。

○**武藤宏明都市計画課長** お答えします。

当該地区につきましては中心都市拠点ということであると、面的に、都市計画的に地区計画で設定したものになります。地区計画に基づいて総合公園も運営というか、そういう在り方として、地区計画に基づいてやっていくものになります。

○**広沢修司委員長** 根本委員。

○**根本敦子委員** 総合公園は、行政・福祉・医療地区のBの扱いですが、その地区の設定の(3)によると、500平方メートルを超えない範囲の店舗や飲食店は造られるという規制です。何か店などを造られる可能性はありますか。

○広沢修司委員長 武藤都市計画課長。

○武藤宏明都市計画課長 公園の在り方については今後の検討課題というふうに考えております。
以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 市役所周辺についてお尋ねいたします。

土地利用計画図というのをちょっと拝見しているんですけども、これはどうも立方体のような、もしくは直方体のような、いわゆる49.2メートルの高さのものがずっと広がってできるような、そういう形状になるということによろしいでしょうか。

○広沢修司委員長 戸村建築宅地課長。

○戸村新一郎建築宅地課長 お答えします。

現在、この地区計画に基づいて建築計画されているものについては、最新の計画ですけども、データセンターは今1棟、委員がおっしゃられている計画となっております。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 そうした場合、この建物の形状から考えますと、50メートルの高さの直方体が市役所に隣接するということになります。そうすると、市民がたくさんやってくる市役所がかなり長い時間日陰になってしまうおそれがあるんですけども、それについては考慮されていますか。

○広沢修司委員長 戸村建築宅地課長。

○戸村新一郎建築宅地課長 お答えします。

市役所を含めて、この地区計画の区域内については準工業地域になっております。建築基準法では日影規制がありまして、その規制にのっとって計画、このデータセンターも含めて建築の計画がされるものと考えております。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 市役所というのは公共の施設であり、市民がたくさん集う場所であるというふうに理解しています。そこに50メートルの高さのものが隣接したら、昼間は日が入ってこないのではないかと非常に憂慮しているんですけども、都市計画課としてそれはある意味認められるものだというふうに御理解ですか、御理解していますか。

○広沢修司委員長 武藤都市計画課長。

○武藤宏明都市計画課長 地区計画については限度ということで定めております。その中で法に基づいて適切に事業者が計画しているものと考えております。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。根本委員。

○根本敦子委員 富ヶ谷の地区計画についてお聞きします。

これははっきりとデータセンター・変電所地って、それ以外の建物を建てられないと書いています。こちらについて、地区計画を確認する都市計画審議会では多くの反対や心配の近隣住民の意見が読まれていましたが、データセンターに否定的な意見、幾つか寄せられましたか。

○広沢修司委員長 武藤都市計画課長。

○武藤宏明都市計画課長 地区計画を定める時点に当たってのいろんな手続の中では、データセンターに対して肯定・否定、様々な意見をいただいております。地区計画の決定とつながりについては以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑は。根本委員。

○根本敦子委員 都市計画審議会ではどうですか。〔「委員長、データセンターの議案じゃない。条例改正だから。質問の中身を精査してください」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 答えられますか。武藤都市計画課長。

○武藤宏明都市計画課長 データセンターそのものについての是非という話ではなかったということで、論点はそこではなかったというふうに考えております。

○広沢修司委員長 根本委員。

○根本敦子委員 国土交通省の都市計画運用指針の改定13には、都市計画をつくる際の意見として、住民に理解されやすい形で示すことが重要だと、住民理解の重要性和都道府県、市町村の役割分担に関する運用上の方針が書かれています。事業者の住民説明会で近隣住民の疑問は解決しておらず、住民合意がされていないことを私は確認しています。市として地権者以外の近隣住民の合意をどう取ったのかを説明ください。

○広沢修司委員長 根本委員に申し上げます。データセンターの建設に関する議案ではなくて、条例の制定についての議案なので、今の質問はお控え……。〔「今データセンターについてと一言も言っていません」と言う者あり〕

ほかに質疑はございますか。荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 今回の富ヶ谷のエリアなんですけども、ここは市街化調整区域になっているんですけども、このように用途変更を認めた後で、宅地並み課税をするためにも、市街化にする予定はありますか。

○広沢修司委員長 武藤都市計画課長。

○武藤宏明都市計画課長 今回については、市街化調整区域という中で地区計画の提案があって、地区計画を決定したということで、特に用途を定める、もしくは区域を市街化に編入する、そういったところでは特に予定はしておりません。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 市の収益化ということを考えると、宅地並み課税や市街化に変えることが非常

にいいことではないかと思っているんですけども、ここは真っ白なんですよ。ここについては変更予定がないということによろしいでしょうか。

○広沢修司委員長 武藤都市計画課長。

○武藤宏明都市計画課長 委員のおっしゃるとおりです。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。根本委員。

○根本敦子委員 富ヶ谷です。近隣の自治会からもいろいろ意見が出ていると思うんですけども、要望書が出されています。

まず、その要望書、学校の高さと同じ高さにしてほしいという要望が出ていて、それに対する返事をしないで、データセンターの建設がされる、地区まちづくり協議会に伝えるって市のほうは言ったんですけど、その後の合意は得られたのかというのを聞きたい。

○広沢修司委員長 根本委員に申し上げますが、この議案は地区計画についての条例の一部を改正する条例の制定についてでございますので、審議会でのデータセンターでの議題の話は……。

○根本敦子委員 分かりました。はい。

では……。

○広沢修司委員長 根本委員。〔「さっきの質問、都市計画の質問だったんですよ。封じないで答えをもらってくださいよ」と言う者あり〕根本委員。

○根本敦子委員 まちづくり協議会で、データセンター誘致が決まった時点で、どういうふうに規制すべきかというのを決めるべきだったと思うんですけど、高さとか。それについては決めなかったのかというのを聞きたいです。高さ制限。

○広沢修司委員長 もう一度整理して質問をお願いします。この条例の制定について、これは審議会でも諮られたものですけども、条例の制定の内容について。そのことについての質疑。

根本委員。

○根本敦子委員 地図が載っているんですけど、いろいろ。ちょっと小さくて、地図の赤線の枠にはまったところ、B地区とかA地区とかいうのがあるんですけど、ちょっと枠が全く分からない、この地図では分からないので、何を指しているのかというのが分かるような地図に変えてもらえないでしょうか。

○広沢修司委員長 武藤都市計画課長。

○武藤宏明都市計画課長 地区計画として都市計画決定したものについては、大きい地図として都市計画課で縦覧ができる状態になっております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございませんか。岩田委員。

○岩田典之委員 行政・福祉・医療地区、市役所周辺ですけども、この地区のB、建築物の用途制限で、「次に掲げる建築物は、建築してはならない。」、この3番目、店舗、飲食店その他これらに類

する用途に供するもので、この用途に供する部分の床面積の合計が500平米を超えるもの、この「店舗、飲食店」、こういったものの規制、500平方メートルを超えるものは造っちゃいけないよって制限した理由は何なんでしょうか。

○広沢修司委員長 武藤都市計画課長。

○武藤宏明都市計画課長 行政・福祉・医療地区ということで、主の目的については行政・福祉・医療、その中の福利厚生的なものとか、主じゃなくて副なもので、店舗、飲食店も許容するという意味である程度の規模を絞ったということになります。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 これは総合公園、それから、これから改修が始まる文化センター、ここでいろんな、これからどういうふうにしていくかといろいろあると思うんです。この中に民間、企業誘致じゃないですけども、民間の、例えば、店舗とか、飲食店とか、そういうものを造る場合に、なぜ500平米未満じゃないと駄目なんでしょうかね。その理由を聞きたいんです。

○広沢修司委員長 武藤都市計画課長。

○武藤宏明都市計画課長 その当時の考えとして500が適正であったというふうに考えております。その中で、今後進めていく中で、真に必要なものが幾つかというのがもし変わることがあれば、地区計画の変更についてはもちろん、変更する必要性が認められれば、そういったことは一つの選択肢だと考えているものだと考えています。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 すみません、先ほどちょっと話していた内容で、確認だけをさせてください。

富ヶ谷地区につきまして、先ほど「危険物の貯蔵又は処理に供するもの」は、データセンターの中にあれば、それはデータセンターという建物だというお話がありましたけど、これは、例えば、データセンターの地下に危険物の貯蔵及び処理に供するものがあれば、それはデータセンターであるという理解でいいでしょうか。すみません、これ、もう一度聞いていますけど、確認のほうお願いします。

○広沢修司委員長 戸村建築宅地課長。

○戸村新一郎建築宅地課長 お答えします。

今回、地区計画に規制しているものは建築物になります。危険物の貯蔵に供するものが建築物の一部に該当するものであれば、その存在が地下であろうが、地上であろうが、この規制の対象になるものと思われまます。

ただ、一方で、完全に地下にあるものについては建築物に該当しないというような例もあるのが、一方ではあります。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 となると、これからこの広い土地の中にいろんな施設が入っていくと思います

けども、業務の都合上、これは登記しなきゃいけないっていった場合は、この条例が制定された場合は、これは違法建築になると、そういう理解でよろしいですね。

○広沢修司委員長 戸村建築宅地課長。

○戸村新一郎建築宅地課長 富ヶ谷地区のお話だと思いますが、富ヶ谷地区については、復業務施設地区Aにおいては、「事務所（データセンター）」、「電気供給施設（変電所）」、(3)として「前2号に掲げる建築物に附属するもの」という3つのものが建築できるもの、書き方としては、3つ以外のものは建築してはならないと書いてあります。要はこの3つに該当するものが建築できるものとして地区計画で定められております。

御質問の燃料の貯蔵の施設については、すみません、この「(3) 前2号に掲げる建築物に附属するもの」に該当するものと考えておりますので、そういう、データセンターに附属する、燃料を貯蔵する建築物は建てたいというような申請があれば、これは許容、許容というか、建築確認等、許容されるんじゃないかと考えております。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 今のお話ちょっと矛盾しているなと思っているんですけど、条例の中に、一つの市役所のところにはわざわざこうやって明文化していて、何で今回の富ヶ谷のところは、これは附属する施設だという具合に書くんでしょうか。それはちょっと考え方がおかしいと思いますが、いかがでしょうか。

○広沢修司委員長 戸村建築宅地課長。

○戸村新一郎建築宅地課長 確かに2つの地区で地区計画の書き方が変わって、違うのは事実です。制定した時期等も違うことがあるかと思いますが、解釈としては、「附属するもの」という中にそういう、データセンターに必要なものについては附属するものとして捉えられれば、必要な手続を経て建築できるものと考えております。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 ちょっとすみません、ここは大事なところなので、お尋ねいたします。

市役所のところには危険物の記載があって、富ヶ谷には記載がないと。富ヶ谷には、仮にデータセンターの附属施設だから、危険物は置いてもいいと。これは多分条例を出す側の執行部として、こういう何か二枚舌のような表現の仕方をしてもいいのかどうか、そこについて改めてお尋ねいたします。

○広沢修司委員長 戸村建築宅地課長。

○戸村新一郎建築宅地課長 今回の条例の改正につきましては、都市計画決定された地区計画に即した内容となっております。今回、委員御指摘の部分については確かに表現は違いますが、燃料を貯蔵する施設が建築できるか、できないかというのは、両方ともできるもの、市役所周辺地区については

明記されておりますし、富ヶ谷については具体的な明記はないですけども、「附属するもの」に該当するものとして建築できるものというふうになるものと考えております。

以上です。

○荒井靖行副委員長 いいです。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。根本委員。

○根本敦子委員 先ほどの富ヶ谷のところなんですけど、40メートルの高さを、まず、許可したという、その40メートルの根拠で、あと、敷地の境界線から水平距離が25メートル未満範囲のものにおいて、建設の高さは10メートル以下でなければならないという規定があるけど、ここで40メートルにしたのは、根拠は何ですか。

○広沢修司委員長 戸村建築宅地課長。

○戸村新一郎建築宅地課長 申し上げます。

今回の条例につきましては、地区計画で決定されたものについて、それを即して条例に規定しているものです。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方、ございますか。根本委員。

○根本敦子委員 議案7号に反対します。

まず、近隣住民からもいろんな、多数の不安の声とか集まっています。今もその方々は納得していません。国交省が求めているような合意や環境配慮も十分されているとは言えず、住民を分断する地区計画になっていると思います。

都市計画審議会の委員の、建築、都市計画の先生方の専門家の意見もあったように、今まで実質戸建ての住宅しか建てられなかった近隣地域に、住宅地域に40メートルの建物の建設物を許可する計画は許せるべきではないと思います。何のために専門家を審議会のメンバーに入れているのか。やはり専門家の声もちゃんと聞くべきだったと思います。

今後は近隣住民住宅がある場所にはこうした地区計画をつくるべきではなく、規制もすべきだという意見を述べて、反対討論にします。

○広沢修司委員長 ほかに討論の方いらっしゃいますか。〔「賛成じゃ……」と言う者あり〕どちらでも。

賛成討論の方いらっしゃいますか。荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 本件、賛成の討論をいたします。

イエス・バットでいつも申し訳ないと思っていますけれども、今回、都計審を経て、その結果を条例化する。条例化の意味というのは、やっぱり、先ほど答弁がありましたように、建築確認申請とか、法令違反とか、そういうものに線を引くためには非常に重要なものだということは理解をしております。その中で、先ほどちょっと私のほうもお尋ねしたんですけれども、1つの今回条例が出てくる中で二枚舌のような表現の仕方が今回出てきております。確かに私たちは、見ていたら、そう思いますと、今の討論はあるんですけれども、将来、条文だけが残った後で非常に矛盾を抱えないか、または、非常に、例えば、富ヶ谷で附属施設として別の施設に危険物を貯蔵しなければいけない、そういう施設を建てるんだといった場合、今の話で本当に条例として成り立つのかどうなのか、そういう将来の明文化された内容についても十分吟味をしていただきたいというお願いを込めて、賛成の討論をいたします。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○広沢修司委員長 起立多数であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第7号は原案のとおり可決されました。

(2) 議案第8号 白井市下水道条例及び白井市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

○広沢修司委員長 日程第2、議案第8号 白井市下水道条例及び白井市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。石井委員。

○石井恵子委員 これは白井市下水道条例と白井市水道事業給水条例、この2つの条例の一部を改正するという議案でございます。提案理由からしても、国から技術的助言を踏まえ、災害のとき等のことを考えて、給水装置や排水設備の事業者の特例を定める、そういう条例だそうですが、この給水装置というのは各家庭でいう上水道のことだと思えます。排水設備というと各家庭でいう下水道のことだと思んですが、この条例の一部を変更するに至った背景、何で今これを変更しなきゃいけないの

かというところを伺います。

○広沢修司委員長 鈴木上下水道課長。

○鈴木隆宗上下水道課長 改正の経緯についてお答えさせていただきます。

まず、下水道及び水道の宅内配管工事につきましては、市が指定した工事店が行うことと現状では定められております。

そのような中で、令和6年1月に発生しました能登半島地震において多くの家屋で給水装置、宅内配管のほうが破損したことや、本来それを復旧する指定工事店自身も被災したことによりまして、給排水設備事業者さんの確保が困難になったということが上下水道の使用できない状況が長期化した要因の一つとされております。

このような状況を踏まえまして、災害その他の事情の場合には、他の自治体の指定を受けた工事事業者による宅内配管の工事の実施を可能とすることによりまして、工事事業者を確保し、上下水道の給排水設備工事を円滑に実施されるよう、条例を改正することになったものとなります。

以上です。

○広沢修司委員長 石井委員。

○石井恵子委員 分かりました。非常に分かりやすい説明で、ありがとうございます。

では、今現在、給水装置工事や排水工事は市の指定業者に我々一般家庭では依頼をしているわけですが、現在、市ではそれぞれ何者ずつ指定をしているのか伺います。

○広沢修司委員長 鈴木上下水道課長。

○鈴木隆宗上下水道課長 お答えします。

11月12日現在の数値になるんですけども、下水道の排水設備工事の指定工事店が178者、このうち市内業者が16者となります。水道のほうの給水装置工事事業者が185者、このうち市内業者が16者となっております。

以上です。

○広沢修司委員長 石井委員。

○石井恵子委員 上水のほうが185者、下水のほうが178者、かなり多いかなと。

ただ、その中で市内業者がそれぞれ16者ずつというのが、市内業者は結構少ないなというふうな気がします。つまり、市外業者が多く指定されているにもかかわらず、それでも今この特例を設けなければいけないというのは、どのような状況を想定しているのか伺います。

○広沢修司委員長 鈴木上下水道課長。

○鈴木隆宗上下水道課長 お答えします。

委員おっしゃるとおり、指定工事店のうち市内業者16者ということで、全体から見ると少ない状況ですが、市外事業者の所在地を見ますと、ほとんどが印西市や鎌ヶ谷市、船橋市など近隣市の事業者となっております。災害が発生した際には近隣市においても同様の被害が出るだろうということも想

定されるところで、そうしますと、指定工事店自体も被災されることや、あとは地元の復旧等に携わる事業者も多数出ること想定され、実際、白井市のほうで指定工事店として工事ができる業者というのは、事業者の確保についてはなかなか難しい部分も想定できますので、今回、改正によりまして、例えば、県外の事業者とか、被災されていない事業者についても工事をできるように、事業者を確保できるようにということも踏まえまして、特例を設けるということに至ったものです。

以上です。

○石井恵子委員 分かりました。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。根本委員。

○根本敦子委員 市とか国が指定している業者について、実際にあった例なんですけれども、市内で自治会と契約している業者がきちんと工事の説明会、事前説明や見積りを出さずに工事をして、後から高額な工事費を請求して問題になった例があります。そういう相談を受けました。指定業者だから、無条件に信頼できるかどうか分からないし、他市の指定業者だと市が指定した事業者より内情が分からないと思います。依頼する前にトラブルを起こさない業者かどうかをどういうふうを確認していますか。

○広沢修司委員長 鈴木上下水道課長。

○鈴木隆宗上下水道課長 指定工事店につきましては、下水道については指定工事店規程、水道については水道法等で指定工事店の基準が設けられておりまして、それに基づいて指定等は行っていくんですが、ただ、委員さんおっしゃる、指定工事店の中で不誠実な行為があるとか、そういったことが確認された場合には、そういったところも踏まえて、基準に照らし合わせて取消し等を検討することになるというふうに考えております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。〔「要望が」「要望は質疑じゃない」と言う者あり〕質疑をお願いします。よろしいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方、ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 次に、賛成討論の方、ございますか。

ほかに討論はありませんね。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○**広沢修司委員長** 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第8号は原案のとおり可決されました。

ここで1時間になるので、休憩をしたいと思います。11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○**広沢修司委員長** 会議を再開します。

(3) 議案第12号 しろい市民まちづくりサポートセンターの指定管理者の指定について

○**広沢修司委員長** 日程第3、議案第12号 しろい市民まちづくりサポートセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。根本委員。

○**根本敦子委員** ワーカーズコープのことなんですけれど、どんな事業をして、活動を特に評価して指定するのですか。

○**広沢修司委員長** 元田市民活動支援課長。

○**元田和寿市民活動支援課長** 今回の提案についてどのような点を評価したかというところで、活動の部分についてお答えさせていただきます。

現在指定管理者をしている団体と同じ団体を今回指定させていただくところなんですけれども、その団体については、他の団体とかと連携というのが非常に優れていると考えています。また、若者を巻き込んでいろいろ事業を行うなど、今回も提案として出ていますので、その辺りを評価しているところです。

以上です。

○**広沢修司委員長** 根本委員。

○**根本敦子委員** 今後見えている課題や期待するものってありますか。

○**広沢修司委員長** 元田市民活動支援課長。

○**元田和寿市民活動支援課長** 今回提案いただいた内容で特に大きな課題というのは感じていないところなんですけれども、今後期待しているところについては、今まで白井市の市民活動というのは比

較的若者が、参加が少なかったことから、今回、若者との連携というのを提案いただいていますので、その辺りを強く期待しているところです。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑は。根本委員。

○**根本敦子委員** 市民活動課との役割分担はどうしてきましたか、今後さらに連携する課題について教えてください。

○**広沢修司委員長** 元田市民活動支援課長。

○**元田和寿市民活動支援課長** 今回のしろい市民まちづくりサポートセンターについては、市民活動を総合的に支援し、市民主体の協働のまちづくりを推進するための施設ということになっています。一方、市民活動支援課については、この施設の運営を含めて、市民と市の連携・協働などを全体的に進めていく仕組みづくりであったり、それぞれの団体の支援などを行っていくところになりますので、この活動を網羅するものだというふうに理解しています。

以上です。

○**広沢修司委員長** 根本委員。

○**根本敦子委員** 何人体制でやられていますか。

○**広沢修司委員長** 元田市民活動支援課長。

○**元田和寿市民活動支援課長** 来年度以降については、ここで議会の議決を得た後に、こちらのほうを確定していくところになりますので、常勤など、定めている部分については今のところ決定していますが、来年度の部分については今の段階では決定していないところですが、今現在、常勤と非常勤で9名体制で行っています。そのような形で今回議決が通った場合については、この数をベースとして進めていくというふうに確認しているところです。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。岩田委員。

○**岩田典之委員** このサポートセンターの説明会のときには、今回提案しているワーカーズコープ以外にもう一団体説明会に来たということですが、この団体が申請しなかった理由を何か聞いていますか。

○**広沢修司委員長** 元田市民活動支援課長。

○**元田和寿市民活動支援課長** こちらについては、説明会に参加された団体の聞き取りの範囲となりますが、この団体についてはビル管理やメンテナンスを主な業務として実施する団体でした。今回の指定管理者の募集につきましては、通常指定管理者施設と異なりまして、市役所庁舎内に位置する施設になりますので、そのビルメンテナンスの部分というのがほとんどなく、講座や事業などを行うことというのが中心になっているところです。このことから、今回参加したものの、事業者の得意とする分野と少し違ったということで申請をしなかったというふうに伺っています。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。根本委員。

○**根本敦子委員** サポートセンターの中には市の職員は入っていますか。

○**広沢修司委員長** 元田市民活動支援課長。

○**元田和寿市民活動支援課長** こちらについては指定管理者施設になっておりますので、市の職員は常駐しておりません。

以上です。

○**広沢修司委員長** 根本委員。

○**根本敦子委員** このサポートセンターの中には白井市在住の職員というのはありますか。

○**広沢修司委員長** 元田市民活動支援課長。

○**元田和寿市民活動支援課長** 今回の募集については国内の法人団体を対象としていますので、市内雇用というのは前提としていないのですが、聞き取りをした範囲ですと、先ほどお話をした9人の約半数が白井市在住だということで確認しております。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに。根本委員。

○**根本敦子委員** 財政状況は健全だと聞いていますけれども、この5年間、委託料の推移についてを聞きたいと思います。それで、その企業がちゃんと利益を得ているのかということも聞きたいと思います。

○**広沢修司委員長** 元田市民活動支援課長。

○**元田和寿市民活動支援課長** 団体の、企業体の、こちらのほうの健全化という部分については、お手元の資料、今回の議案資料に売上高とか資産を記載させていただいたので、そちらを参考としていただければと思うんですが、こちらの指定管理料につきましては、指定管理料が、指定管理業務の内容が今回の募集と前回の募集については、その内容が異なっていますので、単純な比較というのはなかなか難しいのかなと思いますけれども、金額だけで言いますと、今回の募集については、市の見込額が5年間で9,184万3,000円となっております。単年度で1,836万8,600円となっております。一方、前回の募集の見込額については、3年間で4,740万8,600円となっております。単年度で1,580万2,000円となっておりますので、単純に比較しますと単年度当たり256万6,600円の増ということで、約16.2%の増という形になっていますので、指定管理料については対応できるものだというふうに考えているところです。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方、ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 次に、賛成討論の方、ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○広沢修司委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第12号は原案のとおり可決されました。

(4) 議案第13号 損害賠償の額の変更について

○広沢修司委員長 日程第4、議案第13号 損害賠償の額の変更についてを議題といたします。

議題内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方、ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 次に、賛成討論の方、ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○広沢修司委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第13号は原案のとおり可決されました。

(5) 議案第21号 契約の変更について

○広沢修司委員長 日程第5、議案第21号 契約の変更についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 総括質疑でもちょっとあったんですけども、もう一度確認のために、ここでもう一回お尋ねいたします。

今回はあくまでも工期の延長だけであって、契約費用については変更がないということ、そして、新たな作業がどうも発生しているように見えるんですけども、契約費用については変わらないということよろしいですね。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

今回の変更につきましては、工期を延期する変更になりますので、金額の変更については伴わないものとなります。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。根本委員。

○根本敦子委員 原状復帰の場所なんですけれども、16号線近くの1工区ボックスカルバートの箇所なのか、それとも工業団地寄りなのか、場所の確認をお願いします。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

今回の借地をしている場所につきましては、道路改良工事（R6-1）の工事区間になりますが、その場所的にはほぼ真ん中辺りになります。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方、ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 次に、賛成討論の方、ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第21号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○**広沢修司委員長** 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第21号は原案のとおり可決されました。

(6) 議案第16号 令和7年度白井市一般会計補正予算(第8号)のうち企画経済常任委員会が所掌する科目について

○**広沢修司委員長** 日程第6、議案第16号 令和7年度白井市一般会計補正予算(第8号)のうち企画経済常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑については、歳出からページ順に一問一答方式でお願いいたします。

最初に、歳出について質疑を行います。

14ページをお開きください。2款2項徴税費及び2款3項戸籍住民基本台帳費について質疑はございますか。根本委員。

○**根本敦子委員** 14ページのびぜいひについてです。

○**広沢修司委員長** 「ちょうぜいひ」。

○**根本敦子委員** 徴税費、ごめんなさい。償還金及び割引料、過誤納還付金及び加算料3,000……。

〔「300」と言う者あり〕350万について、これは納め過ぎた税金とか保険料が払われるものなんでしょう。ここが分からない。

○**広沢修司委員長** 吉川収税課長。

○**吉川弘一収税課長** お答えします。

こちらの過誤納還付金及び加算金につきましては、過去の年度の税額に変更があって、既に納付済みの額よりも低い金額に修正になった場合に、納税者に還付するための予算となっております。年度ごとの見込額が予測しづらいので、過去の決算額の平均を基に当初予算は計上させていただいているところです。

なお、現時点の支出では個人市民税が全体の約57%を占めておりまして、主な還付内容は過去の確定申告の修正申告に基づくものになっていまして、内容が、医療費控除ですとか、扶養控除、それから、寄附金控除、こちらの各控除の漏れを追加修正したのものによって多くなっているということが現状としてございます。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** では、次、15ページから16ページ、3款1項7目介護保険特別会計保険事業勘定への繰り出しに要する経費について質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** では、続きまして、19ページから20ページ、5款農林水産業費及び6款商工費及び7款土木費について質疑はございますか。石井委員。

○**石井恵子委員** 19ページの農林水産業費について伺います。

継続費にはなっているんですが、農業振興地域整備計画策定業務委託料が242万返還になっています。これ、継続費なものですから、委員長、継続費のところに戻ってもいいでしょうか、戻るというか、言ってもいいでしょうか。今の項目のところの質疑なんですけれども。

○**広沢修司委員長** 一緒にやってください。

○**石井恵子委員** 一緒にやらせていただきます。6ページになります。

6ページ、農林水産業費のところ、これ、継続費の補正が出ています。つまり、令和6年と令和7年で、この2か年でやるべき整備計画策定事業を3年に延ばしたと。だから、今回、19ページのように、令和7年度で726万使うはずだったのが、継続費補正で484万に減らすわけですから、242万を返しますよと、そういう解釈ですよ。

それでは、なぜ継続費のところ、2年でやるはずだったものが3年に延びたのか、そこを伺います。

○**広沢修司委員長** 岩立産業振興課長。

○**岩立裕子産業振興課長** お答えします。

委員おっしゃるとおり、本来、農業振興整備計画の見直しは2年間でやる予定でしたが、県との農振整備計画の協議を今やっている最中なんですけれども、こちら、農地の確定を一筆一筆確認しながら行っています。どうしてここが農振地域になるのか、また、ここがどうして外れるのかというのを一つ一つ県から確認作業が来ておりますので、その確認作業がなかなか進まないこともありまして、県との協議が長引くという形になり、1年延ばすような形になります。

以上です。

○**広沢修司委員長** 石井恵子委員。

○**石井恵子委員** 県との協議がなかなか整わなかったのが、1年延びるということでした。

これ、実際に私はやったことがないので、その大変さはよく分からないんですが、1年延ばさなきゃいけないような大変な作業なんではないでしょうか。

○**広沢修司委員長** 岩立産業振興課長。

○岩立裕子産業振興課長 今回の農業振興地域整備計画のほうは10年に1回行っている市全体の見直しになります。1地域だけではなく市全体を見直しているという関係もございますので、時間がかかるという形になります。

以上です。

○石井恵子委員 よく分かりました。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。岩田委員。

○岩田典之委員 20ページの下のところですけども、交通安全施設整備に要する経費、それから、市道維持修繕事業、工事ですね、これは要望が多いので、補正をしたということなんですけども、要望があれば全て応えるという考え方、どの程度補正を組んだんでしょうか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

要望を受けて対応するものとはなりますが、要望がありましたら、まず市の職員のほうでも現地を確認して、必要性を判断した上で、設置ですとか対応の有無を判断しているところとなります。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 具体的には何か所を補正するんでしょうか。というか、予定、足らなくなるから、補正をしたんだと思うんですけども、見込みと比べてどの程度増えるという感じなんじゃないかな。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

例えば、白線の設置工事なんかですと、要望の件数とかの増減もちろんあたりはするんですが、それ以外に区画線ですと、ただ、外側線を引き直すだけのものもあれば、要望によってグリーンベルトを設置したりとか、そういった内容的な、ボリューム的な部分も変わってきますので、要望を受けた、今後やっていこうと思っている内容によって金額のほうも補正をさせていただくところとなります。

以上です。

○広沢修司委員長 よろしいですか。岩田委員。

○岩田典之委員 いろいろあるんでしょうけども、それを何か所と言えるか分からないけども、それと、下のほうの補修工事ですかね、それも含めて、下ではない、市道のほうの修繕工事で、ちょこっと直すというのがあるかどうか分からないですけど、おおよそ何か所ぐらいを予定していて、何か所ぐらい増えそうというのは、何も答えられないですかね。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

今補修のところのお話も出ていましたので、砂利道補修工事ですと、12件ほどまだ対応できていな

いところがございますので、そういったところを対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑は。荒井副委員長。

○**荒井靖行副委員長** 今の砂利道の補修工事12か所というお話がありましたけども、具体的にそれって、砂利道なんていうのはある程度決まったところになるかと思うんですけども、具体的にどのエリアって、どこか集中しているんでしょうか、具体的な場所が分かれば教えてください。

○**広沢修司委員長** 小島道路課長。

○**小島健太郎道路課長** お答えいたします。

砂利道の補修につきましては、具体的な場所というところはちょっと今、手持ちにはないんですが、基本的には市街化区域はほぼ舗装された道路になっておりますので、逆に市街化調整区域の、いわゆる赤道と言われている法定外公共物、そういったところが砂利道で傷んでしまうので、それを、砂利を敷き直すといったようなことをやるようになります。

以上です。

○**広沢修司委員長** 荒井副委員長。

○**荒井靖行副委員長** いわゆる赤道の補修をするんだということですね。これはやっぱり道路認定と関係をしているということなんでしょうか。

○**広沢修司委員長** 小島道路課長。

○**小島健太郎道路課長** お答えいたします。

法定外公共物についても、いわゆる赤道についても、認定できるものについては過去に認定はしたところになりますが、そういったところについても砂利でまだ残っているところもございまして、それ以外の、今も赤道として残っているところについても砂利道になりますので、そういったところの補修を行うようなところとなります。

以上です。

○**広沢修司委員長** 荒井副委員長。

○**荒井靖行副委員長** すみません、「じゃりどう」というんですね、「じゃりみち」じゃなくて。失礼しました。

でも、道路のほとんどが舗装されていて、逆にここ、舗装の補正が入っていないんですけども、舗装している道のほうは十分充足しているということなんでしょうか。

○**広沢修司委員長** 小島道路課長。

○**小島健太郎道路課長** お答えいたします。

舗装されているところの修繕につきましては、当初予算で道路維持工事の予算をいただいておりますので、その中で対応していく、穴埋めとか、そういったところにつきましてはその予算で対応するといったところになります。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 すみません、ちょっと具体的な話になって、申し訳ありませんけれども、例えば、カナナ街道ってありますよね。赤道がたくさんあるところですよ。あそこはかなり自転車を練習する人たちのメッカになっていまして、たくさん練習に使っているんですけど、ひび割れだらけなんですけども、そういうところは補修の予定はあるんでしょうか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

カナナ街道につきましては、穴が空いたりしているところがあるというような御指摘なのかなと思いますので、職員のほうで穴埋め対応とかをさせていただいたりですとか、あと、先刻も申し上げましたように、年間の道路維持工事の工事契約もしておりますので、業者のほうで穴埋めとかしながら対応しているところとなります。

以上です。

○荒井靖行副委員長 分かりました。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 では、次に、歳入について質疑を行います。

12ページ、15款2項1目総務費国庫補助金について質疑はございますか。12ページ。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 では、次に行きます。13ページ、16款2項5目商工費県補助金及び19款繰入金及び22款起債について質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 では、次に、企画経済常任委員会が所掌する継続費補正について質疑を行います。

6ページ、農業振興地域整備計画策定事業について質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 では、次に参ります。企画経済常任委員会が所掌する債務負担行為補正について質疑を行います。

8ページ、閉庁時受付等業務委託料及びほくそう春まつり実行委員会負担金について質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 次に、地方債補正について質疑を行います。

9ページ、小学校施設改修等事業について質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 ほかに質疑はないですね。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方、ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** 次に、賛成討論の方、ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○**広沢修司委員長** 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第16号は原案のとおり可決されました。

(7) 議案第22号 令和7年度白井市一般会計補正予算(第9号)のうち企画経済常任委員会が所掌する科目について

○**広沢修司委員長** 日程第7、議案第22号 令和7年度白井市一般会計補正予算(第9号)のうち企画経済常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑については、歳出からページ順に一問一答方式でお願いいたします。

初めに、歳出について質疑を行います。

13ページから14ページ、3款1項6目国民健康保険特別会計事業勘定への繰越しに要する経費及び3款1項7目介護保険特別会計保険事業勘定への繰り出しに要する経費及び3款1項8目後期高齢者医療特別会計への繰り出しに要する経費について質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** 続きまして、17ページ、4款3項2目公営企業(水道事業)への補助及び出資に要する経費について質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** 19ページ、7款4項1目公営企業(下水道事業)への補助及び出資に要する経費について質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** では、次に、歳入について質疑を行います。

8ページをお開きください。19款繰入金について質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 では、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方、ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 次に、賛成討論の方、ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第22号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○広沢修司委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第22号は原案のとおり可決されました。

ここで席替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時35分

○広沢修司委員長 では、再開します。

(8) 議案第26号 令和7年度白井市水道事業会計補正予算(第2号)について

○広沢修司委員長 日程第8、議案第26号 令和7年度白井市水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方、ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 次に、賛成討論の方、ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第26号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○広沢修司委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第26号は原案のとおり可決されました。

(9) 議案第27号 令和7年度白井市下水道事業会計補正予算(第3号)について

○広沢修司委員長 日程第9、議案第27号 令和7年度白井市下水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 これ以て質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方、ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 賛成討論の方、ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第27号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○広沢修司委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第27号は原案のとおり可決されました。

(10) 閉会中の継続調査について

○広沢修司委員長 日程第10、閉会中の継続調査についてを議題とします。

当常任委員会に係る所掌事務につきましては、閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** 異議なしと認め、さよう決定いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

よって、企画経済常任委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

閉会 午後 1 1 時 3 8 分

以上、会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年 月 日

白井市企画経済常任委員長